

クイズ!

この看板を見たことがありますか?
どこにあるのでしょうか?

(答えはこのページのどこにあります)



今回の
デートDVと
男女共同参画
はどう関係ある
のかなあ?



画太郎さん

男女共同参画社会の
目指すところは――
男の人と女の人がお
互いの存在価値を認
め合い、支え合って
生きていくこと。
このような社会
なら、DVや
デートDVは
起こらない
はずでしょう?



参子さん



DVは、対等な人間関係
ならば、起こりません。
パートナーが「一方的」や
「支配的」など、対等では
ない関係のときに起こるの
です。
十代でも男女でおつき合
いをしている中で、起こり
うるデートDV。男女共同
参画の視点を持って、自分
らしく対等な人間関係でお
つき合っていくことが幸
せにつながるのではないで
しょうか。

☆ DVの相談は下記へ…

☐ 警察 生活安全課

TEL (099) 206-0110

☐ 薩摩川内市役所 子育て支援課

TEL (0996) 23-5111

(月)～(金) 8:30～17:00

☐ 鹿児島県北薩地域振興局

保健福祉環境部

TEL (0996) 23-3166

(月)～(金) 8:30～17:00

☐ 鹿児島県女性相談センター

TEL (099) 222-1467

(月)・(火)・(水)・(金) 8:30～17:00

(木) 8:30～20:00

(土)・(日) 9:00～15:00

☐ 鹿児島県男女共同参画センター

TEL (099) 221-6630・(099) 221-6631

(火) 9:00～20:00

(水)～(日) 9:00～17:00

三二知識

本市も男女共同参画社会を目指し様々な取り組みをし
ています。その基になった国の法律があります。

その「男女共同参画基本法」(平成十一年度制定)の
目的は――

一、男女の人権の尊重

二、法の下でのすべての人の平等――に要約されます。

☆基本法第一条

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ社会経
済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公
共団体及び国民の責務を明らかにすると共に、男女
共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本とな
る事項を定めることにより、男女共同参画社会の形
成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

この情報紙に関するご意見、ご感想、取り上げて欲しいことなどありましたら、下記までご連絡ください。

編集 男女共同参画情報紙「とらいあんぐる」編集員

発行 〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号 薩摩川内市役所 企画政策部 コミュニティ課 男女共同参画グループ
TEL 23-5111 (内線4613) FAX 20-5570 Eメール: sho-gender@city.satsumasendai.lg.jp